



島根県報

平成19年11月30日(金)
号外第137号
(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

規 則

島根県行政組織規則の一部を改正する規則

(人 事 課)

公布された条例等のあらまし

島根県行政組織規則の一部を改正する規則(規則第102号)

1 規則の概要

隠岐支庁県土整備局業務部に「災害用地スタッフ」を、土木工務部に「災害工務スタッフ」を設置することとした。(第21条関係)

2 施行期日

平成19年12月1日から施行することとした。

規 則

島根県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年11月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第102号

島根県行政組織規則の一部を改正する規則

島根県行政組織規則(平成18年島根県規則第17号)の一部を次のように改正する。

第21条第2項の表県土整備局の部業務部の項中「用地グループ」の次に「、災害用地スタッフ」を加え、同部土木工務部の項中「河港砂防グループ」の次に「、災害工務スタッフ」を加える。

附 則

この規則は、平成19年12月1日から施行する。

